

後期高齢者
医療制度
について
お知らせです。

国民健康保険

【お問い合わせ先】

本 庁 税務住民課 国保年金係 内線 514
総合支所 税務住民課 住民係 内線 751

平成20年度保険料について

平成20年度の保険料額が7月に決定します。7月10日頃、保険料額決定通知書等をお送りします。

なお、これまで加入されていた保険の種類などによって、保険料のお支払いの方法やその時期が違いますのでご注意ください。



保険料の納付方法

◎特別徴収(年金からの納付)となる方

年金が年額18万円以上の方

納付日は偶数月の年金支給日です

◎普通徴収(納付書や口座振替で市町村に納付)となる方

年金が年額18万円未満の方

納付月は7月から2月まで全8期です

介護保険料とあわせた保険料額が、年金額の2分の1を超える方

被保険者別の保険料の納付時期

保険料の支払方法	対 象 者	納付時期(平成20年度)
特別徴収 (年金から納付)	・受給している年金額が 年額18万円以上の方 ・介護保険料と合わせた 保険料額が、年金額の 1/2を超えない方	・4月から納付が始まる方(平成19年9月末、国民健康保険に加入されていた方) ・7月から9月まで普通徴収、10月から特別徴収(社会保険の被保険者本人や、平成19年10月以降に国民健康保険に加入されていた方(75歳到達者含む)) ・10月から納付が始まる方(社会保険の被扶養者だった方) (4月～9月まで保険料の負担はありません)
普通徴収 (納付書・口座振替)	上記以外の方 特別徴収とならない方	・7月から納付が始まる方(平成19年9月末、国民健康保険に加入されていた方) ・7月から納付が始まる方(社会保険の被保険者本人や、平成19年10月以降に国民健康保険に加入されていた方(75歳到達者含む)) ・10月から納付が始まる方(社会保険の被扶養者だった方) (4月～9月まで保険料の負担はありません)

口座振替をご希望の方は、役場税務住民課または肥後銀行・熊本ファミリー銀行・玉名農協・郵便局の町内各支店・支所に備え付けの「口座振替申請書」に記入・捺印し手続きください。毎月10日〆翌月からの振替となります。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きは忘れずに!!

住民税が非課税世帯の方は、入院の際、病院の窓口で限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することにより、医療費や食事代の自己負担額が減額されます。

既に限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方で、更新が必要な方には、7月中に熊本県後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されますので、ご記入のうえ、8月中に下記担当課へ提出してください。

また、入院中(予定)の方でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、下記担当課にご相談ください。

申請に必要なもの

- 限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書
- 後期高齢者医療被保険者証
- オレンジ色の「限度額適用・標準負担額減額認定証」(既にお持ちの方のみ)
- 印かん

入院時の一部負担金と食事代

	一部負担金の上限額	食事代(1食あたり)
現役並み 所得者	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 4回目から44,400円(※2)	260円
一 般	44,400円	260円
低所得Ⅱ (※1)	24,600円	入院日数が90日まで 210円 過去12ヶ月の入院日数が91日以上の場合 160円
低所得Ⅰ (※2)	15,000円	100円

減額されるには
申請が必要です。

(※1) 低所得Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の方

低所得Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円の方
(年金収入のみの場合は、80万円以下の方)

(※2) 過去12か月間に4回以上の高額療養費の支給を受ける場合の4回目からの上限額です。

寝たきりなど一定の障がいのある65歳以上75歳未満の方(加入を希望する方)

身体障がい程度が「1級～3級」と「4級の一部」に該当する方は、広域連合に申請し認定を受けることが必要です。(認定を受けた日より後期高齢者医療制度の対象となります。)まだ申請がお済みでない方は、役場国保年金係まで手続きください。

※持参するもの 認印、現在お持ちの保険証、障がいの程度が分かる書類